

精神科病院における感染予防対策の徹底

精神科病院はその特性上、閉鎖性が高く、クラスターの発生が多く見られることから、これまでの対策に加え、新たな対策に取り組むことにより、感染予防対策の徹底を図る。

元々精神科病院では、一般病院（精神科病院以外の病院）と比較して、感染症に係る経験や知識、体制が脆弱で、これまでもインフルエンザやノロウイルス感染症に対して、医療従事者からの感染について注意はしてきたが、マスク着用や手洗いの徹底など、感染防御できる患者が少なく、徹底ができないことも大きな原因の一つである。

1 新たな対策

(1) 感染管理認定看護師等による感染症対策研修の実施

県看護協会と連携して、院内において新型コロナウイルス感染症患者対応に係る研修を県内全精神科病院において、感染管理認定看護師等を派遣して実施する。

※感染管理認定看護師

予防・管理システムの構築等感染管理において熟練した看護技術及び知識を有すると日本看護協会が認定する看護師（県内認定看護師数：84人）

(2) 感染予防対策の徹底

① 注意事項の徹底

感染経路の遮断、職員の日々の体温チェックなどの健康管理、入院患者及び医療従事者が発熱した場合、保健所に連絡の上検査を実施等の徹底を行う。

② 指導の徹底

病院は上記注意事項について自己点検するとともに、必要に応じて健康福祉事務所が指導を行う。

(3) 年末年始における対策の強化

原則、年末年始の直接面会、外泊、外出の自粛とともに、オンライン面会の活用を要請する。

2 これまでの対策

(1) 新規入院患者等への抗原検査・PCR検査

新規の入院患者や発熱や呼吸器症状を呈している既入院患者には、抗原検査又はPCR検査を実施

(2) 感染防止対策への支援

感染症対策のため、兵庫県看護協会へ依頼して、感染管理認定看護師による感染防止対策研修会を実施（10病院）

(3) 注意喚起及び指導

病院職員及び入院患者等の感染防止対策について文書等による注意喚起及び指導の実施